

水 企 第 1 5 号
平成 3 0 年 4 月 4 日

石川県建設産業連合会長 様

石川県土木部長



水道施設工事に係る積算基準等の改定について

改正品確法の基本理念および発注者責務を果たすため、適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、下記のとおり積算基準等を改定します。

記

- 1 対 象
石川県土木部が発注する県水送水管耐震化工事
- 2 改定内容
共通仮設費率等の改定
(平成30年度版厚労省積算基準に準拠)
- 3 適用時期
平成30年5月1日以降、入札の広告または入札の通知(通常型指名競争入札の場合)を行う工事から適用する。

(事務担当)

土木部水道企業課
送水管耐震化推進室

TEL:076-225-1580

FAX:076-225-1583

平成30年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

29年度版 頁番号	現行（平成29年度）	改定（平成30年度）																												
P8	<p>第一編 請負工事標準歩掛</p> <p>第1章 積算基準</p> <p>第2節 工事費の積算</p> <p>1-2-2 間接工事費</p> <p>1-2-2-2 共通仮設費</p> <p>(3) 共通仮設費の率分</p> <p>2) 共通仮設費率の補正</p> <p>共通仮設費率の補正については、施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算により補正を行うものとする。</p> <p>(イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表-1の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="320 720 1012 940"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>街地</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(注3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値(%)	市	街地	2.0	山間僻地及び離島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	-	<p>第一編 請負工事標準歩掛</p> <p>第1章 積算基準</p> <p>第2節 工事費の積算</p> <p>1-2-2 間接工事費</p> <p>1-2-2-2 共通仮設費</p> <p>(3) 共通仮設費の率分</p> <p>2) 共通仮設費率の補正</p> <p>共通仮設費率の補正については、施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算により補正を行うものとする。</p> <p>(イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表-1の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1546 720 2237 892"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全地域</td> <td>一般交通影響あり①</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>一般交通影響なし</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地区が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通影響あり①：2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。 一般交通影響あり②：一般交通影響あり①以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)</p> <p>(注3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正係数	全地域	一般交通影響あり①	1.3	一般交通影響あり②	1.2	市街地	一般交通影響なし	1.2	山間僻地及び離島		1.3
施工地域・工事場所区分		補正値(%)																												
市	街地	2.0																												
山間僻地及び離島		1.0																												
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																												
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	-																												
施工地域・工事場所区分		補正係数																												
全地域	一般交通影響あり①	1.3																												
	一般交通影響あり②	1.2																												
市街地	一般交通影響なし	1.2																												
山間僻地及び離島		1.3																												

平成30年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

29年度版 頁番号	現行（平成29年度）	改定（平成30年度）
P21	<p>1-2-2-2 共通仮設費 (4)-7 営繕費 2) 積算方法 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記1)の①、②、③、④、⑤の項目とする。また、監督員詰所の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。</p> <p>イ. 監督員詰所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置撤去する場合 $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$ ・設置のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$ ・撤去のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$ ・損料のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$ <p>ただし、E_k：監督員詰所に係る営繕費 (E_kには、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記tの費用が含まれる。)</p> <p>A：建物面積 (㎡) (建物面積は人員2名までは25㎡を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)</p> <p>M：月数 (必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。)</p> <p>t：次の項目に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 備品 (机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット) に要する費用 備品は損料として13,800円/月を計上する。 b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。 <p>(注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。 2. 上記のE_kについては、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。 3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管 (線) と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。 4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。</p> <p>① 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用とし、積算方法は「1-2-6 イメージアップ経費の積算」による。 ② その他、現場条件等により積上げを要する費用。</p>	<p>1-2-2-2 共通仮設費 (4)-7 営繕費 2) 積算方法 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、前記1)の①、②、③、④、⑤の項目とする。 上記以外で積上げる項目は、次の各項に要する費用とする。</p> <p>① 監督員詰所の営繕に要する費用 監督員詰所の設置は工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積上げるものとする。</p> <p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置撤去する場合 $E_k = A(500 \cdot M + 14,150) + t \cdot M$ ・設置のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 10,600) + t \cdot M$ ・撤去のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M + 3,550) + t \cdot M$ ・損料のみの場合 $E_k = A(500 \cdot M) + t \cdot M$ <p>ただし、E_k：監督員詰所に係る営繕費 (E_kには、建物の設置・撤去・損料に要する費用、電気・水道・ガス設備の設置・撤去に要する費用、下記tの費用が含まれる。)</p> <p>A：建物面積 (㎡) (建物面積は人員2名までは25㎡を標準とする。ただし、現場条件及び夜間作業を伴い宿泊施設を要する場合等により、詰所の規模は別途考慮することが出来る。)</p> <p>M：月数 (必要日数を30日で除し、小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。)</p> <p>t：次の項目に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 備品 (机、いす、黒板、温度計、書箱、時計、エアコン、消火器、湯沸器、ロッカー、応接セット) に要する費用 備品は損料として13,800円/月を計上する。 b. その他、現場条件等により積上げを要する費用。 <p>(注) 1. 備品及び車庫を計上する場合は、特約事項又は特記仕様書に明示するものとする。 2. 上記のE_kについては、電気、水道、ガスに係る基本料及び使用料は含まれていない。 3. 電気、水道、ガスに係る既設の供給管 (線) と監督員詰所が離れている場合は、別途考慮することが出来る。 4. 監督員詰所の設置にあたり土地等の借上げが必要な場合は、別途考慮することが出来る。</p> <p>② 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用 積算方法は「1-2-6 現場環境改善費の積算」による。 ③ その他、現場条件等により積上げを要する費用</p>

平成 30 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

29 年度版 頁番号	現行 (平成 29 年度)	改定 (平成 30 年度)																												
P24	<p>1-2-2-3 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表-2 の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="350 495 997 730"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正値 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>街地</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地方部</td> <td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区 (D I D 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000 人/km²以上でその全体が5,000 人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注 2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通の影響を：①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合 ③ " 50m以内に人家等が連なっている場合</p> <p>(注 3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正値 (%)	市	街地	1.5	山間僻地及び離島		0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	-	<p>1-2-2-3 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>2) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正</p> <p>イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は別表-2 の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1546 491 2258 663"> <thead> <tr> <th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全地域</td> <td>一般交通影響あり①</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響あり②</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>市街地</td> <td>一般交通影響なし</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">山間僻地及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市街地：施工地域が人口集中地区 (D I D 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000 人/km²以上でその全体が5,000 人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特勤手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地方部：施工地域が上記以外の地区をいう。</p> <p>(注 2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通影響あり①: 2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。 一般交通影響あり②: 一般交通影響あり①以外の車道において、規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)</p> <p>(注 3) 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。</p>	施工地域・工事場所区分		補正係数	全地域	一般交通影響あり①	1.1	一般交通影響あり②	1.1	市街地	一般交通影響なし	1.1	山間僻地及び離島		1.0
施工地域・工事場所区分		補正値 (%)																												
市	街地	1.5																												
山間僻地及び離島		0.5																												
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																												
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	-																												
施工地域・工事場所区分		補正係数																												
全地域	一般交通影響あり①	1.1																												
	一般交通影響あり②	1.1																												
市街地	一般交通影響なし	1.1																												
山間僻地及び離島		1.0																												
P29	<p>1-2-6 イメージアップ経費</p> <p>(1) 対象となるイメージアップ内容 工事に伴い実施する仮設備、営繕施設、安全施設のイメージアップ及び地域とのコミュニケーション等に関するものを対象とする。</p> <p>(2) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p>	<p>1-2-6 現場環境改善費</p> <p>(1) 対象となる内容 工事に伴い実施する現場環境改善 (仮設備関係、営繕関係、安全関係) 及び地域連携に関するものを対象とする。</p> <p>(2) 適用の範囲 周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、すべての屋外工事を対象とする。ただし、維持工事等でイメージアップの実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。</p>																												

平成 30 年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

29 年度版 頁番号	現行 (平成 29 年度)	改定 (平成 30 年度)																										
P29 P30	<p>(3) 積算方法</p> <p>1) イメージアップ経費の積算について イメージアップ経費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、イメージアップ経費に計上するものとする。</p> $K = i \cdot P_i + \alpha$ <p>ただし K : イメージアップに要する費用 (単位 : 円、1000 円未満切り捨て) i : イメージアップ費率 (単位 : %、小数第 3 位四捨五入 2 位止め) $i = 11.0 \cdot P_i^{-0.1380}$ (Pi が 5 億円を超える場合は 0.69% とする) ただし、市街地については i に 1.5% を加算する。 Pi : 対象額 (直接工事費 (処分費等を除く共通仮設費対象分) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額) なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。 α : 積上げ計上分 (単位円、1000 円未満切り捨て)</p> <table border="1" data-bbox="326 835 1329 1071"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 : Pi</th> <th colspan="2">イメージアップ費率 : i (%)</th> </tr> <tr> <th>地方部</th> <th>市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td>5 億円以下 の場合</td> <td>$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$</td> <td>$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$</td> </tr> <tr> <td>5 億円を超 える場合</td> <td>0.69</td> <td>2.19</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-6 の内容のうち原則として各計上費目ごと (仮設備関係、営繕関係、安全関係、地域とのコミュニケーション) に 1 内容ずつ (いずれか 1 費目のみ 2 内容) の合計 5 つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分 (α) に計上するものは、費用が巨額となるためイメージアップ率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。</p>	対象額 : Pi		イメージアップ費率 : i (%)		地方部	市街地	直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5 億円以下 の場合	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$	5 億円を超 える場合	0.69	2.19	<p>(3) 積算方法</p> <p>1) 現場環境改善費の積算について 現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>イ. 積算方法は以下のとおりとし、現場環境改善費に計上するものとする。</p> $K = i \cdot P_i + \alpha$ <p>ただし K : 現場環境改善費 (単位 : 円、1000 円未満切り捨て) i : 現場環境改善費率 (単位 : %、小数第 3 位四捨五入 2 位止め)</p> <p>Pi : 対象額 (直接工事費 (処分費等を除く共通仮設費対象分) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額) なお、対象額が 5 億円を超える場合は 5 億円とする。 α : 積上げ計上分 (単位円、1000 円未満切り捨て)</p> <table border="1" data-bbox="1552 835 2709 1077"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">対象額 : Pi</th> <th colspan="2">現場環境改善費率 : i (%)</th> </tr> <tr> <th>地方部</th> <th>市街地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">直接工事費 (処分費等を除く共通仮設費対象分) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額</td> <td>5 億円以下 の場合</td> <td>$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td> <td>$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$</td> </tr> <tr> <td>5 億円を超 える場合</td> <td>0.71</td> <td>1.73</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ. 率に計上されるものは、別表-6 の内容のうち原則として各計上費目 (現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) 毎に 1 内容ずつ (ただし、いずれか 1 費目のみ 2 内容) の合計 5 つの内容を基本とした費用である。また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。</p> <p>ハ. 積上げ計上分 (α) に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。</p>	対象額 : Pi		現場環境改善費率 : i (%)		地方部	市街地	直接工事費 (処分費等を除く共通仮設費対象分) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額	5 億円以下 の場合	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	5 億円を超 える場合	0.71	1.73
対象額 : Pi				イメージアップ費率 : i (%)																								
		地方部	市街地																									
直接工事費 (処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5 億円以下 の場合	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138}$	$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.138} + 1.5$																									
	5 億円を超 える場合	0.69	2.19																									
対象額 : Pi		現場環境改善費率 : i (%)																										
		地方部	市街地																									
直接工事費 (処分費等を除く共通仮設費対象分) + 支給品費 (共通仮設費対象分) + 無償貸付機械等評価額	5 億円以下 の場合	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$																									
	5 億円を超 える場合	0.71	1.73																									

平成30年度水道施設整備費に係る歩掛表 改定比較表

29年度版 頁番号	現行（平成29年度）	改定（平成30年度）																				
P30	<p>2)設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴うイメージアップ費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>別表-6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設備関係</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>営繕関係</td> <td>1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>安全関係</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域とのコミュニケーション</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑・防寒対策	地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献	<p>2)設計変更について 率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p> <p>別表-6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計上費目</th> <th>実施する内容（率計上分）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場環境改善 (仮設備関係)</td> <td>1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (営繕関係)</td> <td>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善 (安全関係)</td> <td>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</td> </tr> <tr> <td>地域連携</td> <td>1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献</td> </tr> </tbody> </table>	計上費目	実施する内容（率計上分）	現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減	現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等	現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																					
営繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑・防寒対策																					
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献																					
計上費目	実施する内容（率計上分）																					
現場環境改善 (仮設備関係)	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減																					
現場環境改善 (営繕関係)	1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）、4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等																					
現場環境改善 (安全関係)	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等）、3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策																					
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、9. 社会貢献																					